

令和3年5月18日

【Q&A】

Q. 従来の営業時間が20時までで、酒類又はカラオケ設備の提供のある飲食店（宅配・テイクアウト専門店を除く）が、店内飲食の提供は終日行わず、宅配・テイクアウトのみを行った場合は支援金の対象となるか？

A. 対象となります（宅配・テイクアウトのみの場合は休業と同様の扱いとなるため）。

Q. 従来の営業時間が20時を越えていて、酒類又はカラオケ設備の提供のある飲食店（宅配・テイクアウト専門店を除く）が、20時までの時短営業としたうえで酒類の提供等は終日行わずに店内飲食を提供し、20時以降は宅配・テイクアウトのみを行った場合は支援金の対象となるか？

A. 対象となります。

Q. 従来の営業時間が20時までで、酒類又はカラオケ設備の提供のある飲食店（宅配・テイクアウト専門店を除く）が、酒類の提供等は終日行わずに店内飲食を提供した場合は支援金の対象となるか？

A. 対象になりません。